

藤沢市障がい者福祉手当条例の一部改正について
藤沢市障がい者福祉手当条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市障がい者福祉手当条例の一部を改正する条例
藤沢市障がい者福祉手当条例（昭和43年藤沢市条例第6号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条第4号を削る。

第5条第3項中「（第3条第4号に規定する者にあつては当該年度以後の分）」
を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市障がい者福祉手当条例の規定は、令和5年2月分以降の障がい者福祉手当について適用し、同年1月分以前の同手当については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、障がい者福祉手当の支給対象を見直し、65歳以上の者に対する当該手当の支給を廃止するため、所要の改正をする必要による。